

愛媛県における米生産・流通構造の模式図

大原純一

目次

- I. はじめに……課題と方法……
- II. 愛媛農業の概要と県農業に占める稲作の位置
- III. 愛媛県における米の生産・供給構造
- IV. 県産米生産・流通構造の模式図
- V. むすび……残された今後の課題……

I. はじめに……課題と方法……

愛媛県の農業は、果樹によって代表される。それと関連して、本県の果樹農業に関する研究は、すでに数多くの労作がみられ、まさに汗牛充棟の感すらある¹⁾。しかし、これとは裏腹にその他の分野は、いわば、一つの盲点ともいえそうである。たとえば、本県における稲作農業などに関する研究分野において、

-
- 1) 若林秀泰教授も愛媛県の果樹農業を舞台に数多くの労作を生みだされている。愛媛県の果樹農業の経済分析に関する主要単行本のみを列挙すれば以下のとおりである。①若林秀泰編著「果樹農業の展開過程」昭和35年、東京明文堂。②津島博著「果実出荷構造の実証的研究」昭和36年、愛媛大学農学部農業経営研究室。③若林秀泰著「果樹経済論」昭和37年、東京明文堂。④若林秀泰著「農業マーケティングと農協」昭和40年、家の光協会。⑤愛媛県青果農業協同組合連合会「愛媛県果樹園芸史」昭和43年。⑥桑原正信監修・若林秀泰編「青果物流通の経済分析」昭和44年、家の光協会。⑦山本大一著「柑橘経営の技術革新」昭和46年、明文書房。⑧麻野尚延著「青果農協論」昭和46年、富民協会。⑨石川康二著「ミカンの市場価格と販売政策」昭和48年、明文書房。⑩磯部俊彦編著「みかん危機の経済分析」昭和46年、愛媛県果樹協会。⑪桐野昭二・渡辺基編著「商業的農業と農法問題」昭和60年、日本経済評論社。⑫大原純一著「農協共販の理論と現実」昭和54年、明文書房。⑬麻野尚延著「みかん産業と農協」昭和62年、農林統計協会。

とりわけ、それらの流通面に関する研究についてもその好例である²⁾。

それはそれとして、とくに昨年の夏以来、わが国の米をめぐる劇的な出来事があいついだ。たとえば、従来からの「食管改廃論議」に加えて、昨61年8月の「61年産米政府買入価格の据え置き劇³⁾」、続く同年9月10日「全米精米業者協会」(The Rice Miller's Association: RMA)が日本のコメ市場開放を要求しての米国通商代表部(USTR)に対する提訴劇⁴⁾(USTRは86年10月23日、このRMAの対日提訴を却下した)。また、ごく最近では、62年7月4日の閣議における昭和62年産米政府買入価格(生産者米価)の31年ぶりの引き下げ(マイナス5.95%)決定劇⁵⁾などである。そしてこれらを契機に、いまや米をめぐ

-
- 2) 米の流通については、昭和17年「食管法」の制定以来、戦後のほぼ40年代前半までは、食管制度の形骸化が潜在的に、じょじょに進行しつつあったとはいえ、政府による米の全面流通規制・全面価格規制という制度の大枠は依然として維持されていた。したがって、ある意味では特別に研究する必要性もなかったといえるのである。
- 3) 61年7月31日、農水省は、いわゆる「事前米審」において米価審議会(中野和仁会長)に、61年産米の政府買入価格(生産者米価)の試算値は、現行価格(60kg当たり18,668円)を6.6%下回ることを報告した。政府は米価審議会(8月5日)に引き下げを諮問した。そして米審での論点は、61年産米価の3.8%引き下げの是非をめぐる争われた。9日未明、首相裁断で据え置きを決定した。また、この米価据え置きと引き換えに、系統農協は62年度から米価の引き下げはやむを得ないという事前了承を政府に与えることになったばかりでなく、62年度から実施予定の77万haの減反に協力し、さらに、政府繰り越し米のうち40万t分について、集荷・販売・保管経費はすべて自分たちで負担することになった。これを契機に「コメ論議」がにわかに活発になったし、「全米精米業者協会」に提訴のきっかけを作ることもなったといえよう。
- 4) 「全米精米業者協会」は、アーカンソー州、カリフォルニア州、ルイジアナ州などを拠点とする精米業者28社(農協系・商人系)で構成する農政活動団体(本部ワシントンDC)である。傘下の農協によるコメ生産は米国全体の65%を占め農協系の発言力が強く、生産者の利益をも代表する存在。また、23社のコメ輸出業者が準会員として加盟している。USTRは86年10月23日、RMAの対日提訴を却下した。しかし、一方で、日本に対し、87年からはじまるガット(関税貿易一般協定)の新ラウンド(多角的貿易交渉)の場で、コメ市場開放問題を議題とするように求めた。日本側の対応次第では、RMAの提訴を改めてとりあげる方針だという。あくまでも条件付き却下である。
- 5) 62年産生産者米価は60kg当たり17,557円、今回の米価決定で60kg当たり70円の「売買逆轉」も解消され、逆に1,041円の「順轉」となった。生産者米価より消費者米価の方が高くなり、それはそれで米の流通上、また新たな問題が生じている。

る論議はまさに百家奏鳴の感がある⁶⁾。ところがその米について、本県における生産や流通あるいは消費の実態を知ろうとすると、これらに関する文献は皆無に等しいのである。本稿は、その盲点を埋めていく作業の始発点として、本県の米の生産・供給構造の概要と県内需給および流通構造の大まかな構図・模式図を描くことを企図したものである。

そこでまず第1に、日本農業のなかで本県農業はどのような位置にあり、また特質を持っているかをごく簡単に素描する。あわせて県農業における稲作部門の位置づけを明らかにする。第2に、本県の稲作の生産・供給構造を概観する。そして、第3に、県内における米の需給事情および流通構造の構図・模式図の素描を試みる。最後に、以上の論点を踏まえて今後に残された研究課題を明らかにし結論とする。

Ⅱ. 愛媛農業の概要と県農業に占める稲作の位置

「近山は皆果園なり伊予の春」「黄累々見渡す山の伊予蜜柑」(霽月)と古くから詩情豊にうたいあげられてきた本県は、現在、わが国を代表する「果樹園芸王国」であり、また「みかん王国」ともいわれている。しかし、意外にも果

6) 新聞・テレビ、雑誌類はもちろんのこと、米に関する単行本も出版があいついでいる。いま手元にある主要なものを掲げておこう。いずれも本稿執筆に当たって、直接的または間接的に参考にさせて頂いた。記して感謝したい。①相良和臣著「新食管法の仕組みと展望」昭和57年12月、家の光協会。②山田弘・桜井卓二共編著「コメの経済学」昭和59年7月、富民協会。③田中勉監修「米穀の流通と管理」昭和60年、地球社。④米穀流通研究会・編「米穀の流通…流通関係一問一答…」昭和61年2月、地球社。⑤農政ジャーナリストの会編「ここまで来たコメ流通」昭和61年5月、農林統計協会。⑥食糧管理研究会・編集「食管読本」昭和61年6月、創造書房。⑦佐伯尚美著「米流通のシステム」昭和61年7月、東大出版会。⑧北出俊昭著「食管制度と米価」昭和62年1月、農林統計協会。⑨林信彰「国民食管を提言する」昭和62年2月、農文協。⑩藤岡幹恭・増田俊二「日本のコメと農業をどう変えるか」昭和62年5月、日本実業出版社。⑪佐伯尚美著「食管制度」昭和62年7月、東大出版会。⑫坂本慶一他編著「米…輸入か農の再生か…」昭和62年7月、学陽書房。⑬叶芳和著「コメをどうする」昭和62年7月、日本経済新聞社。⑭食糧問題国民会議編「コメ政策の転機」昭和62年8月、垂紀書房。⑮大野和興著「現代おこメ大研究」昭和62年8月、拓植書房。⑯安達生恒他著「ゆれる自由化と食管…コメをどうするか…」昭和62年8月、有斐閣。⑰系統農協を考える会編「コメ農協はこれでいいのか」昭和62年9月、日本経済評論社。⑱食料政策研究会編「日本の食料と食管制度」昭和62年9月、日本経済評論社。⑲小倉武一著「誰がための食料生産か」昭和62年10月、家の光協会。

実の粗生産額が米のそれを超えたのは、戦後のみかんブームにも終焉の兆しが見え始めた昭和40年のことでしかないのである。

それはともかくとして、昭和60年度の「生産農業所得統計」によって、本県農業の現状を概観すると表1のようになる。同年度の全国農業粗生産額は約11兆5,544億35百万円、本県のそれが1,979億87百万円で全体の1.7%を占めてい

表1 農業粗生産額と特化係数からみた愛媛県の特質と位置

(単位：百万円，特化係数，%)

		農業粗生産額および構成比率				特化係数 対全国	県農業の全国に占める比率
		愛媛県		全国			
		実額	比率	実額	比率		
耕種	米	36,556	18.5	3,744,603	32.5	0.6	1.0
	麦類	3,058	1.5	220,340	1.9	0.8	1.4
	雑穀・豆類	669	0.3	126,724	1.1	0.3	0.5
	いも類	1,987	1.0	257,222	2.2	0.5	0.8
	野菜	23,235	11.7	1,956,617	16.9	0.7	1.2
	果実	63,541	32.2	871,481	7.5	4.3	7.3
	花き	1,759	0.9	228,863	2.0	0.5	0.8
	工芸作物	5,607	2.8	507,327	4.4	0.6	1.1
	種苗苗木等	5,978	3.0	136,081	1.2	2.5	4.4
	小計	142,390	71.9	8,049,258	69.7	1.0	1.8
	養蚕	1,211	0.6	84,997	0.7	0.9	1.4
畜産	肉用牛	7,594	3.8	500,756	4.3	0.9	1.5
	乳用牛	8,457	4.3	913,787	7.9	0.5	0.9
	豚	20,678	10.5	914,543	7.9	1.3	2.3
	鶏	17,353	8.8	952,373	8.3	1.1	1.8
	その他	289	0.1	61,969	0.5	0.2	0.5
		小計	54,371	27.5	3,343,428	28.9	1.0
	加工農産物	15	0.0	76,752	0.7	0.0	0.0
	合計	197,987	100.0	11,554,435	100.0	—	1.7

注1) 農水省：昭和60年「生産農業所得統計」より作成。

2) 特化係数＝県の作目別粗生産額構成比率を全国のそれでそれぞれ除した係数。

る。簡単にいえば、愛媛農業は全国の「1.7%農業」ということになる⁷⁾。

周知のように「生産農業所得統計」は、大きく耕種、養蚕、畜産および加工農産物の4部門に分けられているが、養蚕と加工農産物の粗生産額はいずれもネグリジブルであるのでここでは考慮外におこう。中核をなす耕種および畜産両部門小計の「特化係数」を見ていただきたい。両者ともに1.0である。つまり両部門とも小計でみるかぎり、全国平均的な農業部門であり、「特化」Specializationはみられないのである。

いうまでもなく問題は、各作目別特化係数にある。これが1.0を超えるものは果実の4.3、種苗・苗木などの2.5、豚1.3、鶏の1.1のみである（ただし、種苗・苗木等は県農業粗生産額の3.0%にしかすぎない。畜産物については本稿の続編で詳述する）。とくに果実の特化係数の突出した高さこそ「果樹園芸王国」といわれる本県農業の特色が遺憾なく発揮されているといえる。昭和60年度において、本県の果樹特化係数4.3を超えるのは、和歌山県の6.5と山梨県の6.3の2県のみである。

さて、本題の米についてであるが、本県の米の粗生産額は全国の1%を占め、その特化係数は0.6でしかない。しかし、米は「園芸王国」果実の陰に隠れているものの依然、県農業粗生産額の18.5%を占め果実に次ぐ第2の基幹作目であることはまぎれもない事実である⁸⁾。同時に県果樹農業の華々しさに隠れて稲作農業の研究もまた立ち遅れているように思われるのである。

Ⅲ. 愛媛県における米の生産・供給構造

まず最初に、県内稲作に関する主要指標についてみよう。1985年農業センサスによると、本県の総農家戸数は91,107戸、水稻収穫農家戸数60,072戸、米販

7) この数値はあくまでも昭和60年という単年度のものであり、当然のことながら、各年の豊凶による収量と価格変動によって、年々変動することはいうまでもない。

8) それどころか、米とみかんの単品同志の比較では前者が後者を大きく上回っているのである。昭和60年度においても、本県の米の粗生産額365億56百万円に対して「みかん」単品のみのそれは286億46百万円でしかないのである。

売農家戸数43,334戸、収穫面積23,129 ha、収穫量118,100 tとなっている。稲作の生産・供給構造の把握の仕方、視点によっていろいろな方法が考えられる。本稿では、稲作の生産・供給構造を表2によって概観することにした（農業センサスの数値とは必ずしも一致しないものもある）。

表2 経営規模別・農家戸数、米穀生産・販売農家戸数

	総農家戸数		稲作農家戸数		販売農家戸数		売渡数量(t)		1戸当 販売量 (t)
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	
例外規定農家	163	0.2	—	—	—	—	—	—	—
0.3ha未満	26,273	28.8	28,936	49.9	12,797	31.4	6,596	9.0	8.6
0.3～0.5	16,220	17.8	14,125	24.4	13,128	32.2	15,142	20.7	19.2
0.5～1.0	25,979	28.5	11,590	20.0	11,528	28.3	29,998	41.0	43.4
1.0～1.5	11,996	13.2	2,327	4.0	2,328	5.7	11,895	16.2	85.2
1.5～2.0	5,517	6.1	639	1.1	647	1.6	5,012	6.8	129.1
2.0～3.0	3,791	4.2	295	0.5	301	0.7	3,337	4.6	184.8
3.0～5.0	1,036	1.1	65	0.1	68	0.2	1,084	1.5	265.7
5.0ha以上	132	0.1	7	0.0	7	0.0	154	0.2	366.7
合計	91,107	100.0	57,984	100.0	40,804	100.0	73,218	100.0	29.9

注1) 例外規定農家とは、経営耕地面積が東日本では0.1 ha未満、西日本では0.05ha未満で、調査日前1年間の農産物販売金額が10万円以上であった農家。

2) 総農家戸数は1985年農業センサスおよびその他は農林水産省愛媛食糧事務資料から作成。

昭和60年現在、本県の総農家戸数は91,107戸、1戸当たりの経営耕地面積は86 a（全国平均1.23 a）にしか過ぎない。本県の場合、経営耕地面積1 ha以下の農家が全体の75.3%をも占めているのである。稲作農家戸数は57,984戸で総農家戸数に占める「稲作農家率」は63.6%。また、米販売農家戸数は40,804戸で、「総農家戸数に占める米販売農家率」は44.8%、ただし、「稲作農家戸数に占める米販売農家率」は70.4%ということになる。

要するに、総農家戸数91,107戸のうち稲作農家は全体の6割強、米販売農家戸数は4割強、また稲作農家でも米販売農家戸数は稲作農家全体の約7割で、

他の3割の農家は、いわゆる「飯米農家」にしか過ぎない。米販売農家戸数の31.4%を占める零細な0.3 ha層の米販売量でさえ全体の9.0%をも占めるなど、これからでもその生産・販売規模の零細性が伺われる。いずれにしても、本県の米生産の担い手の中心は作付規模0.5~1.0層ということになる。1戸当たりの平均作付面積が100 haを超えるといわれるアメリカの稲作農業⁹⁾とは対比すべくもない、といわざるを得ない。これが本県稲作農業のまぎれもない現実である。本県の米販売農家の1戸当たり平均販売数量は僅かに1,800 kg (30俵)にしか過ぎない。昭和60年度の米穀政府買入価格は1俵(3類1等・60 kg)18,505円であるから、30俵で販売粗収入は555,150円にしか過ぎないのである。ちなみに、同年度における県産米60 kg (1俵)当たりの第2次生産費は21,490円(全国平均20,103円)である。したがって、米60 kg (1俵)当たりの企業的純収益=利潤はマイナス2,985円なのである¹⁰⁾。

IV. 県産米流通構造の模式図

わが国の「農林統計」の整備状況は世界に誇れるものの一つといえよう。とくに、米については「食糧管理法」(昭和17年制定)のもとで生産・流通両面にわたってかなり整備されてきたはずである。しかし、現在では、それらの生産・流通の実態を統計的に把握することは、必ずしも容易なことではないし、今後ますます困難になりつつある。それは周知のように、とくに昭和44年の「自主流通米制度」の発足(食管法施行令改訂)から、その後のあいつぐ食管法の

9) 前掲、食糧問題国民会議編「コメ政策の転機」44ページ参照。「米作についてみても、アメリカでは1農場平均160 haの経営規模。100 haまでが小農で、200 ha以上にならないと大農とはいわない」前掲、藤岡幹恭・増田俊二共著「日本のコメと農業をどう変えるか」50ページ参照。「米国の稲作地帯は偏在している。1つはミシシッピー川沿いの南部(5州)、もう1つはカリフォルニア州。前者の農家規模は100 ha程度。後者のそれは170 ha」前掲、叶芳和著「コメをどうする」94ページ参照。

10) 生産費の算定方式についても、多くの問題が山積していることはいうまでもない。この点に関しては、さしずめ前掲、食料政策研究会編「日本の食料と食管制度」第5章「米価問題の今日的課題」参照。また、ここに掲げた数値は県内の単純平均値でしかないことに注意する必要があることはいうまでもない。

規制緩和措置に基づくものである。それにもかかわらず、本稿ではあえて県産米について、その実態を可能なかぎり統計的に明らかにし、その模式図を描きだすことを試みようとするものである。

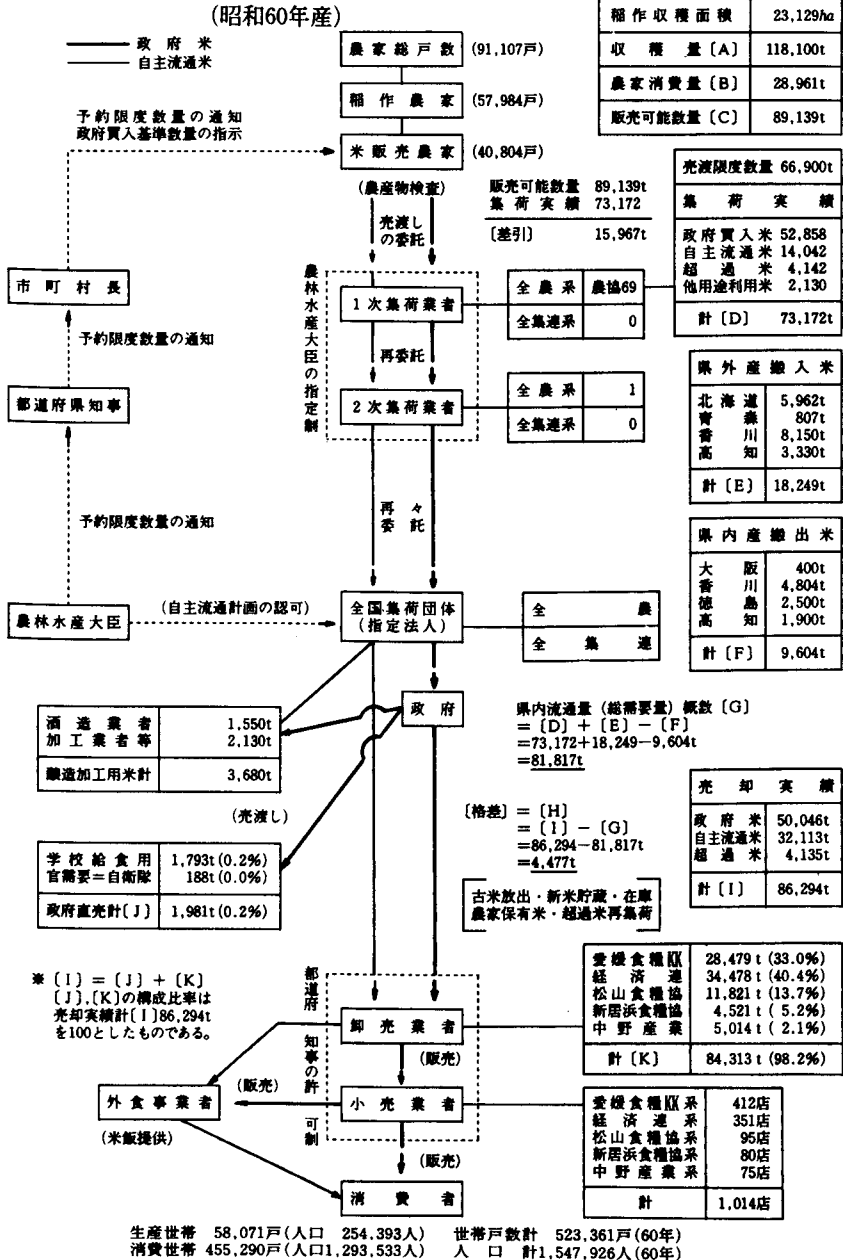
図1は、昭和60年産米について、県内の生産・流通構造の模式図を示したものである。稲作農家57,984戸が、23,129 haの水田から収穫した総収穫量 [A] は118,100 tである。このうち農家消費量 [B] は28,961 t（飯用27,504 t、飼料用188 t、種子用1,003 t、加工用173 t、その他93 t）、したがって、販売可能量 [C] は、89,139 tということになる。

60年産米の「政府売渡限度数量」は、66,900 t。これに対して、第1次集荷業者である県内総合農協69組合の「集荷実績」[D] は、73,172 t（政府買入米52,858 t、自主流通米14,042 t、予約限度超過米4,142 t、他用途利用米2,130 t）となっている。つまり、他用途利用米を除く「集荷実績」70,042 tは、「政府売渡限度数量」66,900 tを4,142 t上回っているが、「農家の販売可能数量」89,139 tからすれば、15,967 t少ないことになる。前者4,142 tは予約限度超過米、いわゆる「余り米」であり、後者15,967 tは、農家の「余裕米」であり、「縁故米」「贈答米」または「自由米」（不正規流通米）の予備軍ということになる。

他用途利用米を含む総集荷量 [D] 73,172 tに、県外産搬入米 [E] 18,249 t（北海道5,962 t、青森807 t、香川8,150 tおよび高知3,330 t）が加わり、逆に県内産搬出米 [F] 9,604 t（大阪400 t、香川4,804 t、徳島2,500 tおよび高知1,900 t）が差し引かれるのである。こうして米の県内流通可能量（県内総需給量）の概数 [G] は80,817 t（= [D] + [E] - [F]）ということになる。

これに対して、政府管理米（正規米）の売却実績 [I] は86,294 tと上記の県内流通可能量（県内総需給量）の概数 [G] 80,817 tを5,477 tを超過している。この量的食い違いは、政府の需給操作、つまり貯蔵米の放出と新米の貯蔵あるいは「県米穀集荷推進協議会」（県・食糧事務所・中央会・経済連で構成）

図1 愛媛県における米の生産・流通構造の模式図



を中心とする「産米全量集荷運動¹¹⁾」等による農家保有米再集荷による影響が考えられるのである。この点についての検討・解明は今後の課題とする。

表3 売却先別表却実績（60RY）

（単位：t，店数）

	政府米		自主流通米		限度超過米		合計		小売業者数		小売業1戸当り平均販売量
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	
愛媛食糧K.K	18,116	36.2	9,375	29.2	988	23.9	28,479	33.0	412	40.7	69.1
経済連	17,421	34.8	14,408	44.9	2,649	64.1	34,478	40.0	351	34.6	98.2
松山食糧協	7,306	14.6	4,416	13.8	99	2.4	11,821	13.7	95	9.4	124.4
新居浜食糧協	2,244	4.5	2,077	6.5	200	4.8	4,521	5.2	80	7.9	56.5
中野産業K.K	2,978	6.0	1,837	5.7	199	4.8	5,014	5.8	75	7.4	66.9
政府直売	1,981	4.0	—	—	—	—	1,981	2.3	—	—	—
合計	50,046	100.0	32,113	100.0	4,135	100.0	86,294	100.0	1,013	100	85.2 t

注1) 愛媛食糧事務所資料より作成。

2) 政府直売：学校給食用1,793 t。官需用188 t。

3) 愛媛、松山、新居浜食糧は全国食糧事業組合連係。中野産業は全米商連協同組合系。

4) いずれも県内特定米穀卸業者でもある。

さて、売却実績86,294 tの内訳、売却先別販売量をみると表3のとおりである。販売先（卸売先）は、米穀卸売業者と政府の直売先である学校・自衛隊とがある。もちろん、主力は前者にある。現在、県内5つの「米穀卸売業者」が存在するが、総売却量86,294 tの98.2%にあたる84,313 tが、これら5卸売業者に販売されている。もちろん、米の取扱量（仕入・販売）において、卸売業者間に大きな格差がみられる。最大の卸売業者は、同時に2次集荷業者でもある愛媛県経済農協連で、34,478 t。ついで愛媛食糧株式会社の28,479 t。第3位は松山食糧協同組合の11,821 tで、それぞれ総売却量の40.4%、33.3%、13.7%を占め、これら上位3業者で全体の実に87.1%に達しているのである。以下は、中野産業株式会社西条支店の5,014 t、新居浜食糧協同組合の4,521 tである。

11) 近年の生産者米価の値上げ抑制および引き下げによって、名実ともに、いわゆる生産者米価と消費者米価との「逆ざや」は解消されたため、それだけ「不正規流通」が発生しやすい環境となっているので、系統農協組織が一九一となって全国的に展開している運動。

表3によると、米の売却実績86,294tのうち政府米50,046t、自主流通米32,113t、超過米4,135tとなっているが、このうち政府米、超過米は、集荷実績においても、それぞれ52,858tおよび4,142tであり、この間、数量的にはそれほど大きな食い違いはない。問題は自主流通米にある。自主流通米の集荷実績14,042tに対して売却実績は32,113tと、この間に18,071tの増加をみていることである。これは当初の自主流通米集荷実績14,042tに県外産搬入米と県内産搬出米の差引量8,465tすべてを自主流通米としてこれに加えても22,507tにしからず、販売実績32,113tにはさらに9,606tの不足となる。この量的「格差」をどのように理解すべきであろうか。米の集荷時期と売却時期との間には一定のタイム・ラグがある。この間、前述の「産米全量集荷運動」等の努力の成果によるものと考えて良いのであろうか。ここに解明すべき一つの課題があるといえるのである。

最後に、米の小売業について概観する。現在、米穀卸売業にとっての顧客であり、取引先でもある米の小売業者数は1,013店ある。周知のように、56年の食管法の改正(57年施行)まで、卸売業者は、「結びつき登録小売業者」以外に米の販売は禁じられていた(他の登録卸および年間120t以上の精米を使用する大型外食産業にまで拡大された)。逆に、小売業者は、卸-小売間の登録制度によって仕入先を1卸売業者に限定されていた(60年10月の流通改善措置により、厳しい条件つきではあるが複数卸制度が一部導入されるようになった(たとえば、①従たる卸は1社に限る。②仕入は精米袋詰めに限る。③大消費地に地域を限定するなどである)。

こうしたことから、卸と小売業者の関係はきわめて緊密で見事な系列化が進んでいる。表3右欄にみるように、愛媛食糧kk傘下の小売業者数は412店、次いで愛媛経済連の351店、松山食糧協同組合の95店、新居浜食糧協同組合の80店および中野産業kkの75店となっている。これはあくまでも単純平均値でしかないが、小売業1戸当たりの平均販売量をみると、松山食糧協同組合のそれのみが124.4tと県総平均値の85.2tを大幅に上回っていることが注目されるのである。

表4 愛媛県指定工場の袋詰め精米の商標名

(昭和60年11月1日現在)

	愛媛食糧株式会社	愛媛経済連	松山食糧販売協	新居浜食糧協	中野産業(西条支店)	摘 要	目安価格	指導価格
内地米1類	あいしょくさるじるし (寿)	ひめライス (㊦特選すし米)	水晶米	寿し米 A 寿し米	銀白米 (㊦金ラベル)(赤字)	自主流通米1類Aランク100%	5,370 ^円	^円
内地米2類	あいしょくさるじるし (ゴールド)	ひめライス (㊦ゴールドすし米) ひめライス (㊦ゴールド)	坊ちゃんライス (金じるし)	金じるし	銀白米 (㊦金ラベル)(赤字)	自主流通米1類100%	4,930	
内地米3類	あいしょくさるじるし (シルバー)			松じるし	銀白米 (赤字)	自主流通米1・2類50%以上 政府米1類50%以下	4,690	
内地米4類	あいしょくさるじるし (パールスター)	ひめライス (フrawー)	水晶米		銀白米 (黄字)	政府米1類70%以上、2類30%以下	4,410	
内地米5類	水晶米		坊ちゃんライス (松食じるし)	赤松じるし	銀白米 (青字)	政府米3類70%、4類10%、 5類20%	4,270	
標準米	標準価格米	標準価格米	標準価格米	標準価格米	標準価格米	政府米3類70%、4類10%、 5類20%		3,860
徳用上米	精白米	精白米	精白米	精白米	精白米	政府米水稲うるち玄米3等		3,425

注1) 愛媛食糧事務所資料により作成。

- 2) 自主流通米1類Aランクとは、新潟、石川、富山、福井、宮城、福島、山形、秋田、岩手、茨城および栃木各県産のササニシキ、コシヒカリをいう。
- 3) 自主流通米の2類(県外産)は、品質的にも1類と同等の品質と評価されているもの。
- 4) 県内産の農林22号、コシヒカリは店頭表示のうえ、内地米2類の品質区分とする。
- 5) 目安・指導価格とも10kg当たり(ただし、昭和61年2月1日現在)。
- 6) ㊦は、自主流通米を示す。
- 7) 包装単位は、15、14、10、5、3kgの5種類がある。

これらの米穀卸売業者はそれぞれ大型の精米工場を持っている¹²⁾。愛媛食糧kkは、今治、松山、宇和、宇和島の4工場を、愛媛経済連は、集中精米工場を、東予(周桑郡小松町)、松山(温泉郡重信町)、南予(東宇和郡宇和町)各地区にあわせて3工場を、また、松山食糧販売協同組合は松山市に、新居浜食糧協同組合は、新居浜市に、中野産業kkは西条市に、それぞれ各1工場を持っている。この他、芳野米穀店が、小売単独の精米工場を松山市和気町に持っている。こうした県内11の大型精米工場によって、米の銘柄・品質に応じた商品化を進め、それぞれの商標名で系列小売商を通じて販売しているのである。いまこれら5卸売業者の袋詰め精米の商品名(ブランド)を示すと表4のようになる。各工場とも、6~7の商標名を持っている。包装単位も3kgから、5、10、14、15kgまでである。このほか、各小売店でブレンドされたプライベート・ブランド(〇〇米穀店特選米など)や「無印米」など、無数に近い商標名の米が流通しているのである。この点についての究明も今後の課題としたい。

以上のような、多数の商標を持った米が、小は3kgから大は15kgの包装単位で、県内1,013戸の小売商を通じて消費者(最終消費者および外食事業者)に流通しているのである。昭和60年現在の、本県の世帯戸数は523,361戸、総人口は1,547,926人であるから、これも単純平均値でしかないが516世帯に1戸、県民1,527人に1戸の割合で米の小売業者が存在することになる。これを消費世帯および消費世帯人口のみについてみれば、それぞれ449戸、1,276人に1戸という割合になるのである。また、「商業統計調査」によると、61年現在県内に6,532戸の飲食店があり、年間商品販売高は807億14百万円にのぼっているのである。

V. む す び……残された今後の課題……

周知のように、現在、食管制度は国の内外から集中砲火を浴びている。いまや食管制度・米をめぐる論議はまさに百家奏鳴の感がある。こうした論議に謙

12) 最小のものでも精米本機の馬力数は50、月間搗精能力(玄米トン)は720トンである。

虚に耳を傾けることも大切であるが、それらの意見にただ翻弄されて右往左往するのではなく、それぞれの地域の実態を踏まえて冷静に考えてみる必要がある。筆者自身、誠に遅ればせながら、愛媛の地においてこれらの課題に若干の検討を加えてみようと思立った。しかし、驚いたことには、現在、県内の米の流通の実態さえ必ずしも明確に把握されていないことを身をもって知らされた。本稿の冒頭においても明らかにしたように、確かに、それにはそれなりの理由のあることも事実であった（注2参照）。

そこで本稿では、とりあえず愛媛県内の米の生産・流通構造の大枠を一枚の模式図として描くことができないか、という誠に初歩的な試みから出発することにした。しかし、筆者自身が、米に関してはまったくのズブの素人であり、こうした試みを、しかもごく限られた時間内において行おうとすること自体、無謀というほかはないし、成功するはずもない。ここで成し得たことといえば、せいぜい本文中の、まさに「破れ傘」のような図1が、それもやっと描けただけにしか過ぎないのである。

しかし、ものは考えようである。こうした破れ傘であるからこそ、修理・究明を必要とする「ほころび」・問題点が、あえて探さなくても素人目にも、きわめて鮮明に浮かびあがってくるのである。この大きな「ほころび」こそ筆者自身に与えられた今後の研究課題であると受けとめている。たとえば、その大きな「ほころび」のうち主要なものを順不同に、いま思いつくままに列挙すると、およそ以下のようなものとなる。

まず第1に、現在の米の流通システムは、すでに佐伯尚美氏が正しく名付け、かつ捉えているような「混合流通システム¹³⁾」下において、たとえば、米の需給量の突き合わせ、数字合わせを試みてもそれ自体もともと不可能であるし、また、あまり意味のあることではないかもしれない。しかし愛媛県という限られた地域内では、あるいはかなりの程度解明の余地があるかも知れない。

第2に、自主流通米についていえば、その販売実績が集荷実績を大幅に上回っ

13) 佐伯尚美著「米流通のシステム」昭和61年7月、東大出版会。同氏著「食管制度」昭和62年7月、東大出版会。

ているという事実。現在でもある程度のことは知り得ているが、さらにその具体的な実態・メカニズムの解明が必要であろう。

第3に、現在の米価水準ですら第2次生産費をカバーできない稲作農家の経営・費用構造を、どのような手順で、どれぐらいの期間をかけて、投資および技術革新の導入を見込めば、どの程度のコスト・ダウンの可能性が見込まれるのか、またそうした可能性は本当にあるのか、というような課題。

第4に、高価格でも高品質を欲求する消費者ニーズに応えるためにも食管法の規制緩和が推し進められてきた。その結果、県内消費者は、前掲本文表4に示すように、現在、多くのブランド米に直面し（このほか自由米、緑故米がある）、それだけ確かに消費者の米選択の幅は増大した。だが、果たしてこれによって本当に消費者の当初の欲求は満たされたであろうか。

第5に、食管制度のなし崩し的改変は、農協、経済連、卸売業者および小売商などの各流通主体にとって、あるいは生産者や消費者にとって、一体どのような経済的、社会的意味を持っているのであろうか、などなど修理・解明すべき破れ傘の「ほころび」・課題は、際限なく末に広がるのである。

[追記]

- ①本稿の分析対象は、愛媛県一県のみでしかなく、しかも昭和60年産という単年度の分析でしかない。これを他の産地府県などとの比較を通じて、時系列的に分析することによって、一層本県産米の生産・流通上の特質が明確となるであろう。この点は今後の課題としたい。
- ②本稿の執筆にあたっては、愛媛経済農協連食糧部の永井光彦次長、加藤満雄次長ならびに宮内仁課長補佐の御三方から、ご多忙中にもかかわらず貴重な資料・情報の提供と懇切な御高見を賜った。記して感謝する次第である。
- ③本文中の前掲図1は、たとえば、食糧庁や愛媛県経済連資料等の合成によるものであり、若干の不整合性は避け難いものとなっている。